

令和7年 第1回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和7年第1回東彼杵町議会臨時会は、令和7年1月28日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	欠 席	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	欠 席	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	欠 席	総務課長補佐	滝川 千香子 君
社会福祉係長	岩崎 生大 君	企 画 係 長	山下 晋弘 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	梶川 美穂 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 号 不動産売買契約について (泉屋会館外 2 棟及び土地 1 筆)
日程第 4	議案第 2 号 バイオトイレの購入に係る契約の変更について
日程第 5	議案第 3 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 6	議案第 4 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 7	報告第 1 号 工事請負契約の変更に関する報告について (令和 6 年度老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区 1 工区工事 請負契約の変更について)

6 閉 会

開 会・開 議（午前 9 時 29 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を始めます前にお知らせをいたします。

副町長、総務課長、町民課長が公務及びやむを得ない事由のため欠席したいとの届出がありましたので、これを許可しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番、児玉隆行議員、3 番、構浩光議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

会期日程、本日 1 日ということでございますけれども、これについては異議を申し上げます。

その理由は、まず第 1 点、この議事日程、特に日程第 5、議案第 3 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）及び日程第 6、議案第 4 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてはですね、修正議案が、議事日程が加わりましたけれど、日程第 8 に委員会付託が加わってまいります。

したがって、これはですね、日程一日で、今日ただいま本会議をやる。それから委員会に付託をする。委員会付託した後に、もう一回本会議に戻る。これを日程一日で終わるかどうかが、ここで限定することはできません。慎重審議、町長はいつも申し上げておられます慎重審議ということから

鑑みれば日程第1日で終わらないかもしれません。

これから、議長から提案あるかもしれませんが、この日程第1、一日ではなくてこの他にまだ別途会期を含めるべきだと思いますけれど、この点について審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、ただいまのは反対の意見でございましたので、賛成の方の討論を、日程について。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前9時32分）

再 開（午前9時37分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどは反対の意見が出ておりましたので、賛成の方の意見を求めます。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先ほどの意見に対してですね、今回は議案がですね、上がっていますので、その議案を審議しながらですね、その中身の内容によっては会期の延長になるか委員会付託になるかと思うんですけど、その方向で進めてもらいたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他に反対の方のご意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、これより会期の件について。

○——△——

議長。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

会期日程で反対意見を述べましたけれど、先ほど、暫時休憩の意見により、反対意見を撤回いたします。よろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

ただいま大石議員より撤回の弁がありましたので、それでは、本日の会期の件は1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定をいたしました。暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時39分）

再 開（午前9時39分）

○議長（浪瀬真吾君）

総務課長の代わりに総務課長補佐、企画係長、町民課長の代わりに社会福祉係長が出席しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第1号 不動産売買契約について
(泉屋会館外2棟及び土地1筆)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第1号不動産売買契約について（泉屋会館外2棟及び土地1筆）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

本日、ここに令和7年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、ご健勝にてご出席いただきありがとうございます。

ここでお詫びを申し上げなければなりませんが、本日は、副町長、総務課長、町民課長が欠席となり、誠に申し訳ございませんでした。

私事で申し訳ないんですが、私も外郭団体の役職がちょっと多くなっておりまして、前回県の町村会副会長として東京に、正副会長会全国の都道府県の大会とかございまして、23日、24日に出席をしなければならなくなっておりまして、そして、また、実は、市町村共済組合ということで市役所の職員の方と町役場の職員の方の健康保険とか人間ドッグの予算を司る理事長を、今まで壱岐市の白川市長さんがされていたのですが、私が引き受けなければならなくなりましてですね、本当に皆さんにご迷惑をおかけするかと考えております。

今回の日程の調整につきまして、本当はもっと早くから調整をさせていただかなければなりませんでした。定期監査中でもございまして、今日、日時を選びましたのは、たまたま町営住宅の監査日程でございましたので、これは変更をできるだろうと監査委員さんにもご意見を伺いまして決めさせていただいたわけでございます。本当に今回申し訳なく思っております。

そして、急いだ理由でございますが、国の物価高の対策によります住民税非課税世帯を対象に3万円、それから子ども1人あたり2万円。これをどうしても早くしなければいけないと思いまして私が決めていきました。これは、誠に申し訳ございませんでした。今後、こういうことがないように、もうちょっと調整をしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第1号不動産売買契約について（泉屋会館外2棟及び土地1筆）。

財産（建物および土地）の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、購入財産 建物 所在 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字平町493番地1、面積 会館 鉄筋コンクリート造5階建 延床面積1,601.46㎡、建物 所在 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字平町496番地1、面積 店舗 鉄骨・軽量鉄骨造2階建 延床面積734.48㎡、建物 所在 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字平町493番地1、面積 居宅 軽量鉄骨造2階建 延床面積111.5㎡、土地 所在 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字平町493番地1、地目 宅地 面積1,878.14㎡。2、契約の方法 随意契約。3、契約の金額 1億3000万円。4、契約の相手方 建物 会館 株式会社泉屋 代表取締役 小泉龍三、その他2棟 小泉龍三、土地 小泉龍三。

提案理由としまして、学習・教養及び子育ての拠点となる複合施設整備を行う財産の取得をするため提出するものでございます。詳細につきましては、こども健康課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

それでは議案第1号のですね、不動産売買契約について町長に代わりまして説明を加えたいと思います。

購入する財産の内訳に関してはですね、今、町長の方から説明があったとおりでございます。

レイアウトをですね、添付しております資料の方でご説明をしたいと思っておりますので1枚めくっていただきたいと思っております。

それでは議案の方はですね、修正をしておったのですが、この資料の方が修正できていないところがありまして、大変申し訳ございませんが修正をお願いします。

上にタイトルのところに書いておりますけれども、括弧書きで「旧泉屋会館」としてありますが、この「旧」という文字は議案の方はとっております。「泉屋会館外2棟」としてありますので、資料の方の「旧」という文字を、申し訳ございませんが、1文字削除をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、資料の方で説明をしたいと思っておりますけれども、建物に関してはですね、皆さまご存じかと思っておりますので、泉屋会館の所をですね、この図面でいきますと、赤で示しております土地が宅地1筆でございます。そこに泉屋会館RC造の5階建の建物が1棟と旧店舗ですね、そちらの方が鉄骨と軽量鉄骨のですね、2階建てのものが1棟と泉屋会館の奥に居宅の、これも軽量鉄骨造の2階建ての建物がございます。

今回、不動産のですね、不動産を売りに出されておりましたのがこの3棟まとめたの販売という形になっておりましたので、今回の契約に関しては、土地1筆と建物3棟という形で契約をお願いしたいと思っております。契約の金額は1億3000万円でございます。

今後の利用に関してはですね、元々の教育センター分室でありますとか、あと、むつみ荘に入っておりました学童施設、その辺りのですね、利用ができるような複合施設ということで今後の改修工事に関しては、令和7年度以降になると思いますけれども、改修を行って利用に向けての整備をしていきたいと思っております。説明については以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回の泉屋会館のですね、建物の用途ですね、1階は何をする、2階は何をする、3階は何をする、4階は何をする、屋上は何に使う。そういうのが、もし決まっておればお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

きちんと建築士の方を入れて設計を行う中でこういった形での利用ができる、できないというのが明確になってくると思いますので、それによっての用途の変更はあるかもしれませんが、今現在のところ、私たちが利用したいというところで考えますと、1階に関しては、居室というのとはもととありませんので、1階の部分に関しては、そのまま、おそらく倉庫等の利用しかできないと思います。

2階の所が元々の玄関口になっておりますので、2階の所をできることならば図書室でありますとか、子どもたちの居場所ですね、そういったところの整備を行えればと思っております。

3階が、元々の結婚式場になりますけれども、3階に関して仮入居の段階では、学童をこの3階の広間の方に仮入居をしたいと思っております。

4階が小さな元々が宴会というか、小部屋が作ってありましたけれども、こちらの方に関しては一度撤去が必要なのか、先ほど言いました子どもの居場所ですね、それを学童と子どもの居場所づくり、それは子どもの居場所というのは乳幼児だけではなくて、あと中高生ですね、そういった子どもたちの、例えば自習スペースとか、そういったところも含めてですね、建物の中に整備していければと思っております。

あと、今保健センターの方で実施をしております、すくすくねんねですね、そちらの方に関しては、今委託をしておりますおんぶにだっこ、NPO法人のおんぶにだっこの方とも協議をいたしまして、もし一緒にですね、入居できるようであれば、泉屋会館の方に移転できればというふうに思っております。できることならば、その児童館のようなですね、子どもたちが利用できる、乳幼児か

ら中高生まで利用できるような利用用途が実現できればというふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

2 点ほどちょっとお尋ねします。

今はですね、学童が入るっちゅうことで聞いていますが、現在の学童の人数を教えてください。

それから、あと 1 点ですよ、前回の時にですよ、避難所と使うっちゅうこともちょっと話が出ていたと思うんですけど、そこはどうなっているのか、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

学童のですね、まず定員に関しましては、今、にこにこはうすに関しては、2 支援体ございまして、各 50 人ずつの 100 名が定員でございます。

そしてですね、今の利用人数は、調べてから改めて説明させていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

避難所につきましてはですね、元々泉屋さんは、風の台風の時に木造がちょっと危ないってなった時にはもう泉屋さんの方の避難をお願いするようにはしておりましたので、そういう大きな台風の対策の時には鉄筋コンクリートしかもたないだろうということでそっちの泉屋さんの方の避難所の開設になろうかと。それは分散してどうなるかわかりませんが、総合会館、体育館、中学校もございますけれども、泉屋も元々そういう避難所も兼ねてしたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

この不動産売買について議会でも 1 回視察に行きました。

その時に、それ以前に十八銀行の売買について購入した、さあ入れようといった時に耐震構造が云々ということで、それが浮いてしまったと。こういう二の舞いをしないようにということで、我々も議会として現地の視察をして、その時に、築 20 年であるが、法改正の後に建てたので、現在のところは大丈夫ですよと。

しかし、ここの提案理由にありますように、子どもたちが集う所ですので、やはり念には念を入れて、もう 1 回確認をするという返答がありましたけれど、その点について再度確認のため質問し

ます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどこども健康課長も申し上げましたように、今回予算にですね、お願いを補正予算にしておりますので、その時また詳しく説明するかと思いますが、そういう建築確認等もございますので精査はできると思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

担当課長は、5階はちょっと今出なかったんですけど、5階は何か子どもの広場、遊び場か何かにするようなちょっと話を聞きましたけれども、先ほどちょっとそういった言葉が出ませんでしたので、どのように5階の屋上と、あとちょっと小さい部屋が何部屋かありますけれども、そこら辺の使い道を考えておられるのか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

大変申し訳ございません。5階のことを説明をし忘れておりました。

5階に関しては、屋上に出る所のエレベーターの出口と、どちらかというと屋上階のペントハウスのような建物になっておりますので、もう本当一部の、屋上の中の一部の広さになっておりますので、屋上自体はおそらく先ほど言いました自習室とか、そういった子どもたちの居場所の一部としての利用という形ができるのかなというふうに思っております。

あと調査をした時にですね、ちょっとご説明というか、こちらの方の意向として屋上階も使いたいということでお話をしていたと思うんですけども、屋上階に関しての利用については、避難路ですね、避難階段等のこともありますので、屋上まで利用できるかどうか、その子どもたちの利用という形で利用できるかに関しては、先ほどお話しした建築士との協議を踏まえて検討していきたいと思えます。

できることならば、せっかくの広場的な利用にはできるので、そういった利用ができればとは思っておりますけれども、今のところそこは未確定という形でご説明しておきたいと思えます。

それと、併せてすみません、先ほど学童の人数に関してなんですけれども、説明をしたいと思えます。

登録の児童数でいきますと、これは今現在ではありません、開設日、基準日になりますので、1支援体の方がですね、34名。それともう一つの支援体の方が27名。ですので今61名という形になり

ます。定員 100 に対して 61 の、今のところ利用。

ただ、これに随時のですね利用もありますので、例えば、夏休みだけとか。そういった形の利用もありますので、登録はもう少し増えてはくるかと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

説明を聞いてみますと、全部こども健康課長が説明をされているんですけど、これ、そもそも行政財産として取得するんですか。普通財産として取得するんですか。これ、3 棟あるわけですからですね。まとめて、どういうふうな取得方法でされるのかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは行政財産となると思うんですが、この本館はそういう先ほどの説明ですけど、あと 2 棟、居宅と店舗の分、これはですね、私の考えは解体して駐車場にしたいと。またいろいろ手を入れても維持費とかが掛かるものですから、そういう形で考えているところです。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

町長が今行政財産として取得するということなんですけれど、税財政課長にお伺いしますけれど、普通財産として購入した場合と行政財産として取得した場合の国や県の補助の関係とか今後の使用方法について、私は普通財産でした方が良いのではないかと、その後の色んな応用を考えればですね。そういう考えもあるんですけど。そこら辺の違いを税財政課長の方から説明してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

私のほうもですね、行政目的で購入しますので行政財産になろうかと思っております。

ですがですね、行政財産、普通財産で購入のカテゴリーを分けなくてもですね、例えば補助であったり、そういったことに何か影響があるっていうことはですね、聞いたことございませんので、その辺りはですね、問題はなかろうと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

最終的にですね、目的外使用になるケースが今後出てくるかもしれませんので、そういったこと

もちよつと将来的なことも考えながらですね、特に5階あたりの利用方法についてはですよ、先ほど、私一番良いのは、私の個人的な意見ですよ、総合会館で行っておられますちょつと学校に行きにくい、そういった子どもの、屋上の近くで青空を見ながら、私は勉強する場所が良いんじゃないかなというふうな個人的には思っています。

学校に行きにくい子どもたちのためのですね、現在そういうのをされているわけですから。4人、5人来られるわけでしょう、自立支援適用教室なんかではですね。そういう場にも良いんじゃないかなというちょつと意見が、考えがありましたもんですから、そういうことになると思います、ちょつと使用外、目的外利用になるから、また色んなことで将来的に問題が出てくるから、普通財産として取得した方が良いんじゃないかということで、そういう話をさせていただきましたけれど。町長のお考えを伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、先ほど吉永議員がおっしゃったように、そういう子どもたちの対応もですよ、今のところ教育委員会の方で対応して、指導者の方もいらっしゃるもんですから、行ったり来たりするよりも、総合会館の空き室を利用する方が良いんじゃないかなと私は考えて教育委員会に今お願いをしているんですが。

将来的にはまだわかりませんので、それは当然、色んな皆さんのご意見を聞いてですよ、そして今度建築士の意見も聞いてどういう対応ができるのか、どこまでできるのかをちょつと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

ここからちょつと一つ確認になるんですけども、現在は仮契約がなされていて、議決後に所有権移転の手続きに入るということで間違いないでしょうか。

また、その仮契約をされた日にち、日付はいつでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1点目の仮契約は、今回議決をいただければ所有権移転の方にすぐ入ります。そういうことです。

それで、仮契約日はこども健康課長から。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

すみません、説明し忘れておりました。仮契約に関しては、令和6年の12月27日に交わしております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

令和 6 年 12 月 27 日ということで、これから手続きを実施するのであれば、2 月以降、実質的にはですね、2 月以降に所有権が変わるということになりますけれども、こちらの大きな建物であったり土地、今まで大きな金額の固定資産税が入ってきたと思うんですが、これはどうなりますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えでは、この固定資産税が 1 月 1 日現在でかかりますので、これは減免をですね、是非私やりたいと思っております。もう当然、なるべく早く所有権を移転するものですから、私の考えとしては、減免で対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

先ほど町長もおっしゃられたとおり、固定資産税の課税基準日というのは 1 月 1 日の所有者にかかる税金ということなんですけれども、減免をされるのであれば、これはどのような法令、若しくは町長独自の判断なのか、ルールがあるかと思うんですけれども、そこをはっきりしたところでご説明をお願いしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

すみません、減免についてはですね、ちょっとまだこの件について研究をしておりませんで、後ほど調べてからご回答いたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

2 点ほどお伺いをいたします。

まずは 1 点目はですね、泉屋を購入した目的はさっきここに書いてあるように、目的に書いてあるように、図書室や学童保育等の移転ということが大きな理由になっておりますよね。

となれば、あそこに入ってくるであろう、もう町長も所信表明で言っており 1 月の町広報誌で使っている、マックスバリュという言葉を使っているかと思いますがね、もう。議会の方ではマックスバリュという言葉を使わないでくれっちゅうことだったんですけれども、町長自らもうマックスバリュという言葉を使っておられますよね、使って構いませんよね、これ第一点、ちょっと事前

に了解を受けて、マックスバリュ進出のためでした。

で、そのマックスバリュ進出のイオンにおける役員会で承認を受けなきゃいけないというところが、当初は11月中ということでございました。それが11月受けられなくて、12月まで延期となりました。その12月27日においても確認しましたら、イオンの担当者と連絡は取れないということで、12月27日の時点で、の時点ではまだ決定してなかった。これ、役員会の承認は得られたんでしょうか。そこをまず第1点お伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、もうちょっと、ここで初めてお話をしますけれど、役員会に提案する時に、今、町の施設、これも含めて解体をですね、もう民間で、イオンの方でお願いできないかと協議をしまして、その金額の算定にちょっと時間が掛かっておりまして、その大まかな金額が出ないとやはり役員会ができないと。

と申しますのは、町が一つ一つ設計を組んで解体とか入れば諸経費がたくさん掛かって、例えば、民間の会社だったら5社ぐらいお願いをして、どれくらいで解体できますかという形で一番安い方に行けるということで、今の試算ではもう、だいぶ町の試算よりも安くなるという方向でございしますので、この金額の算定に手間が掛かっておりましてことと、今度はもう先ほど言いましたように、泉屋さんの家屋も含めて一緒に民間会社でですね、イオンの方で解体をお願いできないかということで今協議を、この契約が決定していただければですね、その辺でちょっと役員会を待っていただいているということです。

実は、明日ですね、会社からお見えになる予定でございますので、明日ほぼ状況がもうわかるだろうと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

まだ、じゃあイオンの会社は、マックスバリュを進出するかどうかもまだ確定はしてないということですね。まだこれから調整しなきゃいかん点が多々ある。

私はですね、こういうまだ確定していない段階において、泉屋を購入し、今後まだ補正予算でも上がってきていますよね、商工会議所の移転、図書室の移転も上がっています。まだ確定していない段階において先行的承認を得ようということなんでしょうけれども、それが適切だろう、なんだろうかというのが一つありますので、その辺の見解を、町長の見解をお聞かせください。

ちょっと待ってください。3回しかできませんからね。

次の質問。

でね、設計、これ、これ見てください、補捉資料。この中の建物店舗、旧店舗。これは、町長言われた駐車場にするという所。それから、その裏っかわの建物居宅というのがありますよね。これ駐車場にしていくということで、私は基本的にはそれで良いんだろうと思うんですけども、これ、補正予算と関わってくるんですけども、先ほどのシルバー人材センターの移設先をちょっと今日

の議員連絡会の中で議長の方から実松整形外科、旧実松整形外科に移すということをお聞きしました、急遽、朝。これがまず。

それと絡みでですね、旧実松整形外科に移転するよりは、この解体しない後ろの方、建物会館の後ろの方の建物、居宅ってありますよね。これを平屋で活用する方法ありますよね、シルバー人材センター。こっちの方は壊すとしても、駐車場と。国道側の方の建物店舗は壊すとしても、シルバー人材センターの、これ意中に関わる問題ですから複雑に絡んでいますから、その点の再検討をですね、もう一度、町長にさせていただきたいという質問でございます。ちょっと今2点、まだ確定していませんよねちゅう話とこの建物の居室のシルバー人材センターへの活用という検討、この2点について、町長の見解を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その進出が確定していないというのじゃなくてですね、進出をしたいということで計画をされているんです、イオンはですね。ただ確定が、この解体も一緒に申し込んでいたものですから、その辺が決まればもう協定にすぐ入れるだろうと思っております。

それで、1点、そのイオンが来るか来ないかに関わらず、私は吉永議員の質問に対しても泉屋を購入をしたい。もう明言をしておりますので、それはもう別に私はもう政治責任でそういう発言をしておりますのでですね、購入をしたいと思っております。

で、イオンが来るか来ないかはまだはっきり確定はしていないんですが、来るということでもうほぼ決まりかけているんですが、その解体費を含めてお願いをしたいということで役員会に諮りたいという意見があって、実は明日お見えになるということでございますので、ほぼ明日また情報がわかればですね、議員の皆さんにお知らせをしたいと思っております。

それと、シルバー人材センターの、泉屋の本宅の方なんですけれども、いろいろ私たちも提案をしてですね、まだ、実松さんの方もどうなるかまだ決定はしておりませんが、こっちも見ていただいて、あっちも見ていただいて、泉屋会館の方も見ていただくような形でお願いはしているんですけれども、地下の、地下というか、その辺ですね。

なぜかという、機材を置かなくちゃいけない、鍵がかかる部屋が欲しいということで、本来私たちが第一番目に提案したのは大楠小学校でございましたけれども、それはちょっと遠すぎると、利用される方が町の方ばかりで、お金を持ったり来たりするのが不便ということで、これはそうですかということで私も受け入れて、そういう案をあちこち探しております。

ですから、この泉屋の方はですね、もう1回、そうしたら、長寿ほけん課長、協議があつていれば、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

私が今協議をしておりましてのが、まず泉屋さんの4階の一番端の部屋の所、手付かずのお部屋がありましたのでまずそこをちょっと考えていたんですが、まだ所有権も移っていない段階では中

がちょっと見れなかったものですから、そこはちょっと一旦保留にして、実松整形外科医院の居宅の方が敷地内にありまして、そちらの方の中をどうかということで一応見てですね、資材の方を山住さんの賃借が終わった後にそっちの方にちょっと簡易的にブルーシート等を引いて資材をそっちの方に置くのもいいのかなと思って協議をしておりました。

なので、まだ泉屋さんの4階を一応一旦見てみたいという要望もですね、まだまだ聞けておりませんので、そこを見せた上で実松整形外科医院さんとの今日話の内容が本館、本医院の方という話もちょうと今総務課長から相談を受けておりましたので、そちらの方を、両方見た上で決定になるかというところを今考えていたところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

シルバー人材センターのですよ、移転は旧親和銀行跡地っちゅう案もありましたが、それはもう全くなかったんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、ちょっといろいろ、2つ入るとなれば仕切りをいっぱい作って改装費がちょっとお金が上がりすぎたものですから、とりあえず商工会だけ入って、あと使わない所はもう何も扱わないという形で進めたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

先ほどマックスバリュについて最後の質問ですね。

まず明日お見えになるっちゅうことなんですけれど、正式に。じゃあ明日の時点でもって文書契約っちゅうか、覚書というか、契約は前としてもそういうことを口頭っちゅうのはですね、もう口頭というのは根拠にならんわけですよ。今までずっと、今まで口頭だったわけですよ、全て。

例えば、今、図書室のところを解体するというとは、町長の構想ではイオンさんに解体してもらうという構想である。そういうことも含めてですね、やはりきちっと文章にして残す必要があろうかと思うんですよ。

そして、前提条件の調整段階も文章にする。最終的には契約としてピタッと、これはもう正式な契約書を作る。そうしていかないと、今全て口頭できている、そういうイオンさんがもうやめたと言うと、もうポシヤンとなるわけで、今、イオンさんはどういう状況かということですね、今、全国的に有名な西友、西友が売却に出ています。これを、西友を買いみたいっちゅうのがイオン系。今大村にあるトライアル。もう1社あったんです、ちょっと名前忘れまして。もう1社あります、3社あります。これが今、西友を買いみたいっちゅうことで競争しています。これに、購入金額は新聞での情報なんですけれど2000数百億円掛かるというに報道されていまして。そういったことは、イオンの役員さんたちは西友というやつが一番大きなテーマになってます。

そこに、東彼杵町のマックスバリュというスーパーを進出するかというやつもイオン系の役員会で審議をされていくことになっていくんだらうな。資金繰り、それから採算性、いろいろ諸々やって、役員会の適否を受ける。

だから、民間会社っちゅうのはそういういくつかの色んなリスク、分散を受けて役員の人たちは承認しないと決定されない仕組みになっているわけです、民間会社っちゅうのは。

だから、そこを決定される以前にですね、先走って、先ほど同僚議員がマックスバリュは進出するしないに関わらず解体するという町長の説明あった。じゃあ解体してしまったあと進出するのが何も決まっていなかったらどうするんですかという話になって、慌てて解体する必要もないわけでございます。

解体する必要がなかったら今のまま跡地利用が決まるまで、しっかり決まるまで、今の商工会議所なり、学童保育なり、シルバー人材センターなり、活用していけばいいわけです。拙速して先走りする必要はないわけでございます。

その点のやはり手順っちゅうのはね、貴重な財源を投入するわけでございますから、解体する日がきちっと決まってから解体をする。こういうふうにさせていただかないと具合悪いんじゃないかなと思うんですけど、町長いかがですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

進出がですよ、するしないは、もう会社の方から申し出があってそういう方向で私が進めているんですから。ただ、文書ではまだ協定はしていませんけれども。

だから、こっちの方が解体をまた追加でお願いをしましたからちょっと役員会が遅れているだけでございまして、もう進出をしたいというのは、そういう方向で会社も進めているんですよ。

だから文書は当然しなければいけません。ただ、決まった後から動くというのはもう遅いんですね。

会社もですね、私、何回も申し上げましたけれど、こういう人口ぐらいで普通は来ないんですよ。だから、道の駅が年間 100 万人、その辺を調査をされて進出をしたいということで決めておられるので。

明日、はっきりたぶんわかると思います。これは副町長が担当をしておりますので、協議をしていきたい。文章でそれはもう決めていきたいと思っております。よろしくお願いしますね。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

会議規則に則っています。

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

先ほど児玉議員から受けた質問でございます。

税条例の 71 条の方に、町長において必要があると認める者のうち、公益のために直接占用するものについては減免できるということで規定がございます。こちらを根拠にということで、なろうかと思います。以上でございます。

○議長(浪瀬真吾君)

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浪瀬真吾君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浪瀬真吾君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浪瀬真吾君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浪瀬真吾君)

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号不動産売買契約について（泉屋会館外 2 棟及び土地 1 筆）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 2 号 バイオトイレの購入に係る契約の変更について

○議長(浪瀬真吾君)

日程第 4、議案第 2 号バイオトイレの購入に係る契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(岡田伊一郎君)

それでは、議案第 2 号バイオトイレの購入に係る契約の変更についてでございます。

バイオトイレの購入について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、発注件名 東彼杵町バイオトイレ導入業務。2、契約の金額 変更前 5783 万 8000 円、変更後 2729 万 9800 円。3、契約の相手方 住所 熊本県熊本市北区下硯川 2 丁目 7 番 86 号 会社名 エムエステック株式会社 代表取締役 森山秋彦。

提案の理由につきましては、設置にあたり県が開催する建築審査会への申請が必要となり、補助金申請の要件である年度内完成ができないため、費用を減額するため提出するものでございます。詳細につきましては税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

議案第 2 号について町長に代わってご説明いたします。

11 月の臨時議会においてご承認いただきました龍頭泉及びやすらぎの里にバイオトイレを設置する契約でございます。

こちらの事業については、国の地域における受入環境整備促進事業補助金の対象となっており、補助金の要件として年度内の事業完了を求められておりましたが、やすらぎの里については年度内に設置することが難しくなったため、やすらぎの里設置を取り止め、減額する仮契約をいたしました。

年度内完了が難しくなった理由ですけれども、やすらぎの里に設置するトイレについては建築確認申請が必要となっております。県へ申請準備をしておりましたが、接道要件を満たしていないことを理由として申請を受け入れてもらうことができませんでした。

要件を満たすための対応策としましては、公園内にあります河川管理道路を接道とみなしてもらうため、県の建築審査会へ諮ってもらうよう準備をしております。建築審査会の開催が 3 月末の予定ですので年度内の設置が難しくなりました。

担当としましては、公園自体としては町道と接道しており、また従来のトイレも設置されていることから、接道要件を満たしていないと考えておらず、想定不足で大変申し訳ないと思っております。

今後につきましては、今回は減額させていただき、やすらぎの里へのトイレ設置費用については、次年度の当初予算で計上し、改めて補助金申請をした上で設置させていただきたいと考えております。誠に申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

今の契約額を見ると 50%以上の減額ということですが、これ、相手方から異議申し立てなかったのか、状況を説明してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

こちらの事情をですね、ご説明した上で、一応こちらの金額でご納得いただいた上で仮契約をしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

建築審査会というのは通常年に 2 回ないし 3 回ぐらい程度行われていると思うんですけども、なぜこのようなことになったのか。前回の建築審査会が令和 6 年 12 月 26 日だったんですけども、予算計上の段階でこれに合わせるような形で動くべきだったのではないかなと考えるんですけども、都市計画区域内であれば当然考えられることで、これ事前に県に相談しなかったのか。あるいは、知らなかったのか。説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

事前にですね、県への協議等を行っておりませんでした。

それで、建築審査会の方はですね、確かに 12 月ということで、開催ということで、県からそういう説明を受けましたけれども、相談した時点ではですね、直前に出されても困るということで、受け付けてもらえませんでした。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。5 番、尾上庄次郎議員。

○5 番（尾上庄次郎君）

このバイオトイレのことについてですね、ちょっと、今度 1 基、次年度にするということになると言われたんですけど、過疎債が今ちょっと昨年ぐらいからいろいろ過疎債のあれが入ってきているんですけど、この過疎債については入っているんですか。

補助金はいくらか申請するという形で言われたんですけど、過疎債のことについては、入っているんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

こちらのトイレにつきましては、半額補助金、ちょっと要件に該当しないところもありますので完全に半額というわけではないんですけれども、ほぼ半額補助金。そして残りの金額をですね、過疎債を使って設置するというこの予定でございました。

今回その半分の補助金が受けられないということなんですけれども、今年度無理して建てたとしてもですね、過疎債の追加がちょっともう今年度できませんので、そういった意味もあってですね、今年度はちょっと、来年度に設置したいということで考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

先ほど担当課長の説明によりますと、今度の建築審査会は3月末に行われるということでしたよね、3月末。

そうすると、当初予算にも計上すると、やすらぎの里は。じゃあ、3月末申請を上げて申請した許可が下りるのはいつ頃になるんですかね。それが第1点。

次、2つ目、3回しか質問できない、さっき4回やる、できませんでしたからね、まとめてやります。

それで補助金、補助額は今事業については出ると税財政課長の説明でした。補助額はそれぞれ、まとめても結構なんですけれど、総予算額5783万8000円のうち、いかほど補助額は出るのか。その補助額が出るのは県なのか、国なのか、その割合も併せて教えてください。以上、2つです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

申し訳ございません、建築審査会の結果がですね、いつ出るというのは、申し訳ございませんけれど把握をしておりません。

こちらが認められるとですね、公園の中にある道路をですね、通常の道路とみなして接道して良いということの判定が出ますので、そちらを受けてからということでございます。

それからですね、補助金ですけれども、一応国の交付決定としてはですね、2811万7650円ということです。はい。2811万7650ですね。2811万7650円で交付決定を受けております。以上でございます。

国ですね、国になります。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

3 月末建築審査会上げて許可申請の許可が下りるのがまだ不明ということですよね。ということは、当然 4 月に、新年度に入ってからということになります。

そうすると、おそらく当初予算ですから、3 月の定例会で予算を上げてくる。じゃあ、申請の許可が下りるという見込みで予算額を上げるということで了解していいんですかね。町長、いかがですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、その予算というのはですよ、先にお願いをしておかないと動けませんので、その審査会の決定を見越して出すということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号バイオトイレの購入に係る契約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 33 分）

再 開（午前 10 時 46 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第3号 令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第5、議案第3号令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第3号令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億769万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ79億5391万2000円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、大阪・関西万博地方創生SDGsフェス出展関連費用や交通影響評価業務委託料など3245万5000円、物価高騰対応臨時交付金事業費6286万5000円など。

歳入の主なものは、国庫支出金1億202万円、地方交付税912万5000円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして、議案第3号についてご説明いたします。

それでは、13ページをお開きください。3番歳出になります。

2款1項10目地域づくり推進事業費の8節旅費から18節負担金補助及び交付金では、5月28日から5日間の日程で、大阪・関西万博地方創生SDGsフェスの出展を企画しております。職員の出張旅費やイベントの企画運営に係る委託料などを計上しており、合計で、1115万5000円を追加しました。なお、この事業については、財源確保としてクラウドファンディングを行う予定です。

11目企業誘致対策事業費の12節委託料では、工業団地造成に伴う交通量影響調査を行うため交通影響評価業務委託料を計上しております。

12目公共交通事業費の12節委託料と17節備品購入費は、農民研修センター解体に伴い新たにバス運転手待機所を設置するもので、児童体育館駐車場にコンテナハウスを設置する費用として、合計で430万円追加いたしました。

14ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費2節給料は、人事異動等により減額いたしました。このページ以降、給料については、同様に歳出科目を更正しておりますが、そちらについては説明を省略いたします。

16ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金は、介護保険事業特別会計の補正予算の財源として26万4000円を追加しました。

8 目低所得世帯支援・不足額給付の 3 節職員手当等から 19 節扶助費までは、国の物価高騰対策になりますが、給付事業に係る費用を合計で 5928 万 4000 円追加いたしました。19 節扶助費の低所得世帯給付は、住民税非課税世帯を対象に 1 世帯あたり 3 万円、子どもがいる世帯はこども 1 人あたり 2 万円を加算し給付を行います。不足額給付は、今年度既に定額減税を行い定額減税しきれない方には調整給付を行っておりますが、今年 3 月の確定申告で結果として支給額に不足があった方に、不足額の給付を行います。合わせて節全体で 5162 万 9000 円を追加しました。

17 ページになります。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節委託料の児童健全育成事業委託料は、学童施設への委託料になりますが、泉屋会館を学童施設として利用する準備を行うため光熱費を増額し、30 万 5000 円追加いたしました。

その下、4 目児童福祉施設費の 10 節需用費から 12 節委託料は、こちらも泉屋会館を利用するため、各種点検、修繕費用を計上しており、合計で 214 万 9000 円追加しております。

5 目児童手当費の 19 節扶助費は、2 月支給予定の児童手当について見込みから不足額 156 万円を追加しました。

18 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 12 節委託料の健康管理システム改修業務委託料は、来年度から開始する妊婦のための支援給付事業に係るシステム改修で 49 万 5000 円追加しました。18 節負担金補助及び交付金の郡医師会地域小児科対策事業負担金は、来年度から嬉野医療センター小児科の夜間診療が中止されることとなり、東彼杵郡内でも小児医療をサポートする医療機関確保が必要となることから郡医師会で行う研修事業に対し 3 町で助成するもので、3 万 4000 円追加しました。

19 ページになります。

6 款 1 項 4 目土地改良事業費 18 節負担金補助及び交付金の農村地域防災減災事業は、ため池の整備事業になりますが、県の測量設計事業費の増額に伴い、町負担分として 110 万円追加しました。

20 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金の東彼商工会東彼杵支所移転費用補助金は、商工会移転にあたり旧親和銀行改修費用として補助するもので、500 万円追加しました。

21 ページになります。

10 款 5 項 3 目教育センター分室費 12 節委託料は、図書室については教育センター分室解体に伴い一時的に歴史民俗資料館を利用いたします。移転業務費用として 275 万円を追加いたしました。

22 ページをお願いします。

10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費の 10 節需用費は、光熱水費及び給食食材費が不足し、見込みから合わせて 229 万 5000 円追加しました。歳出は以上になります。

次は、8 ページをお願いします。2 番歳入になります。

12 款 1 項 1 目地方交付税は、補正予算の財源として交付税収入 912 万 5000 円を追加しました。

9 ページになります。

16 款 1 項 1 目民生費国庫負担金は、児童手当追加に対する国の負担分 761 万 9000 円を追加しております。

10 ページをお願いいたします。

16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策として 12 月に国が補正予算化し交付が決まったもので、9390 万 6000 円追加いたしました。今回の非課税世帯への給付の財源として、また既に予算化しております農業の価格高騰支援や給食食材費などへの財源として財源更生を行っております。

3 目衛生費国庫補助金は、健康管理システム改修業務については全額国の負担となりますので 49 万 5000 円追加しました。

11 ページになります。

20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、交通影響評価業務委託料の財源として 1700 万円を基金から繰り入れております。

10 目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金は、当初給食費無償化の財源としておりましたが、財源更生を行いましたので、2155 万 4000 円減額いたしました。

12 ページをお願いいたします。

23 款 1 項 1 目農林水産業債は、農林地域防災減災事業の町負担分 110 万円を起債収入としております。歳入については以上になります。

次は、3 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正です。

今回の補正で追加したもののうちこちらに挙げております 5 事業については、年度内に完了しないため繰越明許をお願いするものです。

4 ページをお願いします。第 3 表債務負担行為補正です。

こちらに挙げております 2 事業については、次年度の業務になりますが、契約事務を今年度中に行うため限度額の金額で債務負担をお願いするものになります。

5 ページになります。第 4 表地方債補正です。

農村地域防災減災事業について限度額の補正を行っております。

最後に、戻りまして 1 ページ 2 ページの第 1 表、6 ページ 7 ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積上げですので説明は省略いたします。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

13 ページをお願いします。

地域づくり推進事業の中で、今度、今回大阪・関西万博地方創生 SDG s フェス出展企業事業がありますが、この具体的な内容をよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

企画係長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり企画係長。

○企画係長（山下晋弘君）

地方創生 SDGs フェスですけれども、大阪・関西万博の中ですね、プログラムの一つとなっております。内閣府が主催するものです。少々お待ちください。

内閣府がですね、主催するものでして地方自治体による地方創生 SDGs の取り組みをですね、国際的イベントである万博の場で広く国内外に発信することで、地域における SDGs の達成や地域の課題の解決、持続可能な社会の形成を促進する目的となっております。

これについてはですね、共催にコナミ、ゲーム会社のコナミさんが入ってですね、桃太郎電鉄とって有名なゲームソフトありますけれども、そことタイアップをして、来場者が駅に見立てた各自治体のブースを巡って、各自治体で取り組まれている持続可能な未来に向けて様々な取り組み事業というのを学んでいただくというような内容となっております。

本町が出展するものにつきましては、東彼杵目指す未来の教育に関する協定書というのを締結しております。

これに基づきですね、現在東彼杵町が目指している未来のキャリア教育 DX というものをテーマにしてブースを出展を計画しております。これによってですね、本町のキャリア教育 DX というのを全国で知っていただくということと、この取り組みについては、現在採用しております地域プロジェクトマネージャーの小森の方で計画をしております、更なる町の知名度を上げるということも一つのポイントとして持っております。

同時にですね、そのぎ茶の方も配布をしてお茶の PR にも繫げたいと思っておりますのでそういった内容と考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

先ほど説明の中でも同じページなんですけれども、クラウドファンディングで費用を賄いたいということでおっしゃっていたんですけれども、どの程度を目標にされてどうということになるのか。もう少し細かな説明をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

企画係長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり企画係長。

○企画係長（山下晋弘君）

今回、最初の税財政課長の説明にありましてとおり、1000 万円超える全体事業費となっております。その中で全額をクラウドファンディングでという考えもあったんですが、一応目標としてはですね、約半分の 500 万円程度をクラウドファンディングで集められないかと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

4 ページをお願いします。

債務負担行為補正について、町長にこれはお伺いをいたします。

補正後、もう既に令和 7 年度を見越したやつで、町営バス運行業務委託料が 2397 万 9000 円。それからデマンド交通運行業務委託料が 1914 万 4000 円を計上されている。

今回、デマンド交通が本格的に始まる。で、町営バス運行の見直しが行われる。これによって、町営バス、従来の町営バスにお金をかけた金額とデマンド交通を導入した金額が増えたのか減ったのか。この点のアバウトで結構ですから、よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、町営バスはかなりの赤字でございまして、別なんですけど JR バスもそうでしたですね。JR バスが今年度までどうしても払わなきゃいけないんですが、デマンドにする状況では金額はかなり下がると思っております。

今回も入札をしまして、一般競争入札だったんですが、金額かなり低く出ておりますので、そういう形で進めていきたい。

とりあえず、国道線だけまだ残りますけれども、山間部から始めて、将来、ゆくゆくはもうデマンドで一体化させていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

このデマンド交通がですよ、これ、運転手、デマンド交通をやっている運転手からちょっとお聞きした内容。デマンド交通の利用のあれが低調であるということをお聞きしました。

金額下がったのは非常に、非常に利便性も、非常に私、デマンド交通してよかったなと思うんですけども。この低調であるということに鑑みてですね、やはりもっと町民の方が利用しやすいような方策、これがなぜかという、高齢者の方がこの手続き、これがね、若い人と違って、非常にややこしいという声が寄せられています。

これをなんとかしていかないと、デマンド交通の低調さを打開することはできないと思うんですよ。

これ、町長はこのデマンド交通の現状と、今まだ始まったばかりですからね、まだまだそのデータが不足しているんでしょうけれども。これをもっと活発化させるためにどうしたらいいのか、何か町長自体考えておられることはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、実は町政懇談会で回っておりまして、説明も随時させていただいているんですけれども。

まず、タクシー会社の方に電話で登録をしていただければもうあとは予約システムで簡単ですよということは説明をしておりますので。確かにですね、試験運転の時には、まだまだ低調でした。これは、全国的に見てもそう簡単にですね、増えていない状況なんですけど、今から将来的にもうタクシー代わりに使えるような体制を取ればですよ、200 円でどこまでも行けますのでですね。

そういう形で、今はバス停までも、もう大石議員おっしゃったように高齢者の方は行けない。だから、ちょっとゴミ集積所とか公民館とかしてですよ、将来的にはもう申し込みがあればドアツードアでいけないのかなと私は考えているところがございますので、まずは今ご質問がありましたように、そういう取り組みで人数をですね、参加者を増やしていく方策に全力を尽くしていきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

3 回目、最後になりますけれど、先ほどのくらい安くなってるとちゅう町長からありましたけど。その具体的な金額、もうこれ、ちょっと外れても結構ですよ、100 万、200 万ぐらい外れても全然構いませんので、1000 万ぐらい減ったのか、2000 万減ったのか、アバウトで結構ですから、概略を教えてくださいません。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

決算でそのバスは、ずっと毎年出て 2400 万円ぐらいたぶん赤字だったんでしょうけれども、半分ぐらいにたぶんいけるんじゃないかなと私は予測をしているところがございます。

ただ、利用率ですね、これで全然利用率が上がらなければまた一緒でございます。ただ、バス自体はちょっとコンパクトな 10 人乗りぐらいになるんですけれども、実際乗れる乗客数が 8 名、運転手と助手席は乗れませんからですね。そういう形でしますし、今、町バスもそうですけれど、どこを走っているのか、今どこら辺に来ているのかの予約をしながら確かめて乗れるように、それを皆さんが周知していただければもっと収入がですね、増えるんじゃないかな。

もう当然、この経費は掛かるのは一緒でございますのでですね。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

20 ページをお願いします。

商工振興費の中でですよ、東彼商工会東彼杵支所移転費補助金が 500 万円上がっていますが、この内容とですよ、それと補助率ですね、丸々 100%なのか、いくらなのか。

それから、この解体とかはですよ、来年度予算でたぶん計上すると言われていましたが、この補助はですよ、今まで商工会に出していいものかということ、ちょっと私よくわからないんですけれど、今までは太陽タクシーの上に商工会があって、むつみ荘に行ったですよ。今回はむつみ荘から親

和銀行跡地に行くच्छゅうことでお聞きしていますが、この妥当性が良いのかどうか。その辺もよろしく願います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議員がおっしゃるように、最初太陽タクシーというか、今のところの商工会が自前でお持ちでしたですね、2階が会議室になっていまして。で、ここを移転される時にずっと町として、まずはその農民研修センターですかね、そこをお願いをしたといういきさつもございます。

こっちの都合でお願いをするものですから、ものすごく商工会が移転する時に移転費というか、そういう経費も掛かられておるとですね、その時は町は一切タッチをしていないと思いますが。

今回こっちの都合でお願いをするものですから、一応補助で、これも経費が安く済むということで、もう商工会の中でお願いをしたいということでこっちでお願いしておりますので。ちょっと詳細につきましては産業振興課長の方から説明させます。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

商工会さんの方で、旧十八親和銀行への移設費用というのを、町内の工務店さんの方に見積もりを取られておりまして、概算の費用が約 760 万、70 万円程度掛かるという見積もりが来ております。

商工会との協議の中で、500 万円上限として補助をしようじゃないかということになりましたので、補助率が何%ということじゃなくて、上限で500万円ということで計上させてもらっています。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

そうしたら、これは補助金要綱とか照らし合わせておられるのか。それから、今度移転されたらですよ、占用料ですかね、費用の徴収をされるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

補助金要綱は、まだ、私ちょっと把握しておりませんが、費用は商工会の方は徴収をしておりませんので、今後もたぶん徴収はないと思っております。

ただ、そういうことで、茶市とかですよ、花火大会とか商工会が率先してお願いをしております。本当は町が主催しなければいけないんですが、青年部がお手伝いをお願いしておりますのでかなり金額も安く済んでおりますので、その辺も勘案しながら進めていきたいと思っております。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

今回、特別に要綱等は作らずに町の補助金交付規則で交付しようと考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

関連質問です。

今、担当課長から商工会は移転に伴う見積もりが約 760 万円ということでしたよね。この 760 万円の中身のですね、詳細を委員会、委員会付託になると思いますから、その時に 760 万円の詳細を提示していただけないでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですよ、町が作ったわけじゃなくて商工会の方で見積もりを取られておりますので、まず向こうもちよっと許可をもらわなければいけませんので、私たちが商工会のをそのまま出すわけにはいかなものかなと。

ただ、課長が答えましたとおり、これはもう間違いなくそういう金額になっておりますので、よろしくをお願いします。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

もう 5 回目ですので。4 回過ぎています。特別に許可しましたので。

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

私最初これが何か移転費用と書いてあったものですからそういうおかしかなと思ったら、今の税財政課長の説明で改修費の補助ということで、産業振興課長からもあったんですけど、そもそもですね、これは商工会でしょう、例えば、漁業組合とか JA とか同じような営利団体ですよ、ここね、会員さんがおられて。

そういうところにこういった補助金が出すのを私初めて聞いたんですけども。それでいいのかなということと、今回そのように、これ後から委員会付託、委員会の方で詳しく聞きたいと思いたすけれど。

そもそもですね、そもそも 3 町の商工会が合併した時に、これも会員さんからの話だったんですけど、その時に東彼杵支所は要らなかったんじゃないかっていう話も今出てきているんですよ。なんで合併せんとかって。もう現在町内にはたぶん 150 件ぐらいしか会員さんがいらっしゃらないでしょう、商工会の会員さん。200 件ぐらいあるんですか。それにしても月 1000 円ぐらいの会費でしょう。そうしたら 1 年で 1 万 2000 円の 200 日で 240 万円ぐらいしか集まらんわけですよ。

ほいで商工会の元の内部におられた方の詳しい話を聞いたら、東彼商工会全体では、もう 6 割か

ら7割が補助金でやっとなと。補助金で運営しているんだというお話を聞きました。

東彼杵町も花火大会の他には、500万円ぐらい近くの補助金出してますよね、3町、川棚も波佐見も。波佐見はもっと少なく、波佐見商工会自体出していますけれど。

私も内部の方からも聞くんですよ、もうこういう小さな所で、果たしてね、もう20分もあれば川棚の商工会に行けるのに、果たして、この、もう合併した後に、もう10年以上でしょう、合併してから。果たしてこの東彼杵支所が要るのかなということも、そもそも、話を私聞いてるんですよ。

できればですね、私、これ3町の町長とも話をさせていただいて、この東彼杵支所ですね、これが要るのか、存在は必要なのかどうか。もう川棚で済むんじゃないかと。もうそんな、さっき言ったように、もう7割から6割が補助金で賄っているような団体にですよ、もうここに居だけで人件費、光熱費が要るわけでしょう。そういったお金が集まらないような組織に、私から言わせれば、もう要らんもんじゃないかなと、東彼杵支所自体がですよ。

そこら辺、是非ですね、川棚の観光協会も解散したでしょう。

もうそういうことですね、私、やはり要るのかな、そもそも。そこら辺をちょっとですね、町長、3町の町長とですね、たまには話をさせていただきたいなと思うんですけど、どうでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

波佐見町はですね、窯業関係でまた別の組織みたいなのがあって、結構商工会は大きな団体になっておりますが、川棚と東彼杵はおっしゃるように各町の、例えば、経営指導とか、そういうのをされるもんですから、今後ちょっと3町、今度福祉組合の方でまた寄る時間がございますので、来月、今月ですかね、そういう形が、話が出たということで皆さんの意見を聞いてみます、どうなのかですね。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。1番、大安義和議員。

○1番（大安義和君）

17ページの3款2項4目12節の委託料、6種の委託料が計上されていますけれど、その中で、その前に泉屋はやはり、学童といいですか、子どもの集うセンターにするということですので、やはり、私としては、安全は全てに優先するという考え方がありますので、その中でエレベーターの点検委託がありますけれども、これは細目でどれぐらいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こども健康課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わりこども健康課長。

○こども健康課長（氏福達也君）

今回のですね、点検に関しては、法定点検ということではなくて、結局使用開始をする前の使用前点検の費用を計上させてもらっております。令和7年度の法定点検に関しては、改めて当初予算の方で計上させていただきますけれども、その前提で一応ご理解いただきたいと思います。

内訳としてはですね、エレベーターの点検は今回は1万9000円が内訳となっております。あくまでも泉屋さんの方がですね、以前依頼をされていた点検業者の方に今の現状の中で使用開始をする前に、例えば注油でありますとか、そういったところでのきちんと利用できる、安全に利用できるかどうかの点検をしていただく費用になります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時18分）

再開（午前11時18分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務厚生常任委員会に付託します。

○——△——

議長、暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時18分）

再開（午前11時19分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

日程第6 議案第4号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第6、議案第4号令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第4号令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億265万1000円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、光熱水費対応の地域支援事業費に35万円。歳入の主なものは、繰入金26万4000円などでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第4号令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、町長に代わり説明を加えます。

それでは、歳出から説明いたします。議案資料の9ページをお願いいたします。

1款3項介護認定審査会費2目認定調査等費12節委託料につきましては、訪問調査の業務委託を行うための委託料、3月分の1か月分の3万3000円を追加計上しております。

同じく17節備品購入費につきましては、訪問調査の業務委託を実施するにあたり、専用端末が必要となるためノートパソコン1台の購入費用16万5000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

5款3項1目介護予防支援事業費10節の需用費につきましては、地域包括支援センターの燃料費及び光熱水費に不足が見込まれるため、合わせて35万円を追加計上しております。

需用費につきましては、本来、12月定例会で上程すべきものでございましたけれども、予算執行状況の不足がございまして今回の追加計上となってしまいました。誠に申し訳ございません。

続きまして、5ページ、歳入をご覧ください。

3款2項2目地域支援包括任意事業交付金1節の現年度分交付金を13万4000円計上しております。これは歳出、介護予防支援事業費の増額分に伴う国の法定負担の増額になります。

以下、6ページ、7ページにつきましても、歳出に対する法定負担分を計上しております。

8ページをお願いいたします。

8款1項1目1節の繰越金につきましては、今回の補正予算の財源とするため8万4000円を計上しております。

戻っていただいて、1ページから2ページの第1表及び3ページから4ページの事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げになりますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

これも委員会付託となるんですけど1点お尋ねします。

9ページですね、認定調査委託料ですね、訪問看護の委託料なんですけれど、これは現在では

すよ、たぶん会計年度任用職員さんが2名されていると思うんですけど、今回件数が増えて3万3000円。たぶんこれ3000円の11回かなと私計算したんですけど、件数が増えて今回計上されたものか、内容的にちょっと複雑なものが入ってきたために増えたのか、その辺を1点お尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

今回の委託料の追加計上につきましては、令和7年度以降もですね、訪問調査会計年度任用職員を1名に、今現在2名のところを1名にしまして、残りの分を法定受託事務法人への業務委託を考えております。その準備としまして、システム、ノートパソコンとの連携するための費用ですね、そちらの方を業務委託ということで3万円プラスの消費税の3万3000円という内訳を計上させていただいております。

次年度、一応3月の当初予算にも上げますけれども、業務委託を予定しておりますが、そちらの業務委託としては件数当たりの単価契約を想定して今後計上する予定でおります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

会計任用職員さんが2名から1名になるっちゃう考えでよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

1月27日からホームページ上で募集をしておりますけれども、現在1名のみの募集とさせていただいております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

先ほどから言っておりますように、課長で答弁できるようなものは委員会付託って言われていたでしょう。町長が答弁されなければならないのは、質問をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7 報告第1号 工事請負契約の変更に関する報告について

(令和6年度老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区1工区工事請負契約の変更について)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第7、報告第1号工事請負契約の変更に関する報告について（令和6年度老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区1工区工事請負契約の変更について）を議題とします。本案についての説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第1号工事請負契約の変更に関する報告についてでございますが、地方公営企業法第40条第1項の規定により、令和6年度老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区1工区の工事請負契約の変更契約を締結したので、別紙のとおり報告する。

1、工事名 老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区1工区。2、変更契約の内容 契約金額（当初）4585万6800円、（変更後）4795万8900円。3、契約の相手方 住所 長崎県大村市西三城町50番地、会社名 共立水道有限会社 代表取締役 山口雄司。4、変更の理由 工事内容の変更に伴う請負金額の変更。5、変更契約日 令和7年1月7日。

詳細につきましては、水道課長に説明させます。よろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

老朽施設更新事業水道管布設替工事里地区1工区の工事請負契約の変更でありますけれども、地方公営企業法第40条第1項の規定によりまして、重要な契約につきましては議会の承認を要しないというような規定がございます。

ただし、重要な契約に類するものであれば議会に情報提供しながら事業の進捗を図るほうがより適切であろうという判断でこれまでも報告をさせていただいておりますので、今回の事案につきましても同様に内容の報告をさせていただきます。

2枚目の2の契約変更の内容に記載しておりますけれども、変更後の変更予定価格が5144万7000円ということで5000万を超えました。重要な契約に類するということで、内容につきまして報告をさせていただきます。

追加で添付しておりますA3の位置図をご覧いただきたいと思います。

ちょうど図面の中央の上の方に里の水源地、図面の中央に中継ポンプ場を、図面中央の下の方に里配水池ということで、水源地から配水池の方に向けて標高が高くなっております。

今回の老朽施設更新事業につきましては、里地区全域につきまして配水管・給水管全てを更新するというので、令和5年度に6つの工区に分けて実施設計を行い、本年度から2工区ずつ令和8年度までの3か年の事業期間で更新事業を行っております。

令和6年度につきましては、第1工区と第2工区の発注を行っておりまして、現時点で2工区とも竣工いたしております。

第1工区につきまして変更後の設計額は5000万を超え、重要な契約に類するという事で今回報告をいたしますけれども、請負工事契約の変更の内容につきましては、工事期間中の仮設施工に伴う資材費等の追加によりまして請負工事費が増額いたしております。

施工延長は導水管、これは里水源地から中継ポンプ場までの水を送る導水管になりますけれども、約800mほど布設替えを行っております。併せて中継ポンプ場からその下流側になりますそれぞれの家屋への給水するための配水管並びにそれぞれの家屋への給水工事6か所も含めて発注をいたしております。

今後の予定につきましては、7年度に3工区5工区、8年度に4工区6工区を施工する予定といたしております。内容についての説明は以上になります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第1号を終わります。

ここで一旦、会議を閉じてですね、午後1時15分から委員会をですね。

一旦会議を閉じます。

散 会（午前11時32分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 児玉 隆行

署名議員 構 浩光